

大正期における森文政の評価

—臨時教育会議における兵式体操論を焦点に—

廣 嶋 龍 太 郎

緒 言

兵式体操は、規律の重視と「敢為の勇氣」の養成を意図した体育として、明治期の森文政の下で学校教育に導入された。森の死後も兵式体操は、体操の一領域として継続したが、推進者としての森を欠いたことと、「兵式」の体操を学校教育の中で行うことの矛盾から、隆盛に至ることはなかった。しかし、日本が日清・日露戦争を経た後に兵式体操を振興する動向があり、大正期の臨時教育会議において再度評価される。本論文では、臨時教育会議における兵式体操振興論を概観し、そこに見られる森文政の兵式体操導入に対する評価とその背景を明らかにすることを目的とする。

第一章 森文政後の兵式体操の変遷と臨時教育会議

初代文部大臣森有礼(1847-1889)のもとで兵式体操が導入されたのは、1886(明治19)年である。この兵式体操は、1925(大正14)年にはじめられた陸軍現役将校による教練の前身と指摘されるが、導入当初の兵式体操は学校教練と同一ではなく、森が兵式体操において主張したのは、体操の方法を兵式に求めた精神と身体にわたる教育であった。特に師範学校では教員に必要な三気質(順良、信愛、威重)を養成する目的から兵式体操をいち早く導入している。また、森は兵式体操の目的が軍人養成ではないことを明示しており、明治期の兵式体操は学校における教育活動の範囲を大きく踏み出すことのない形で進められた^①。

大正期に入ると、兵式体操への関心の低下や、体育の不足の懸念から、兵式体操を振興する建議が臨時教育会議に提出される。臨時教育会議は1917(大正6)年9月21日「臨時教育会議官制」の公布によって、「内閣総理大臣ノ監督ニ属シ教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議」するために成立した機関である。この会議は内閣直属の諮問機関として設けられたのであって、多年にわたって論議されてきた学制改革のすべての問題が改めて検討されることとなった。臨時教育会議は、当時の内閣総理大臣寺内正毅の下で、枢密院顧問官、内務次官、大蔵次官、文部次官、帝国大学総長をはじめとする36名の構成員から成り立っていた。

寺内の演説によると、臨時教育会議の性格は、「学制を改革して明治五年以来の教育制度を完成しようとするものであって、十数年来の懸案であった問題をここにおいて解決し、第一次世界大戦以来諸情勢に教育を沿わせようとしたもの」^②であった。臨時教育会議は1917(大正6)年10月1日の第一回総会から、1919(大正8)年3月28日の第三十回総会までの実質一年五ヶ月の間に、内閣からの諮問九件^③に対して十二の答申を可決した

ほか、会議独自に二件の建議をそれぞれ可決してその任を終えた。

答申等によって示された改革は、1919（大正8）年以降、一斉に法改正によって実行された。高等学校と大学の制度改革をはじめとして、学校の増設・拡張や教育課程の変更が実施されている。兵式体操に関連する内容としては、国民教育や国民道徳が提唱されたことが挙げられる。

臨時教育会議は、二本の建議を採決しており、そのうちの一本が、「兵式教練振作ニ関スル建議」である。建議では議論の進展に伴い「兵式体操」と「兵式教練」の双方の文言が使用されているが、後に教練を主導した陸軍の積極的な協力はなく、実質的な振作には至っていない。むしろ、臨時教育会議で決議された「兵式体操振興ニ関スル建議」は、兵式体操導入の時期に森の下で参事官を務めた江木千之を中心に提出されており、彼を中心に会議が進んでいったという特徴がある。なお、後述するようにその過程で、森文政において導入された兵式体操を再び振興することが提唱されるとともに、森の兵式体操論に対する回想が述べられ、評価が行われているのである。

結局、臨時教育会議の建議によって兵式体操の振興は決議されたが、文部省関係者の主導による決議に対して、陸軍からの協力が得られなかったという背景もあり、具体的な振興の方策は決定されていなかった。軍備拡大とそれに伴う員数増加を背景に、現役将校の派遣が行われるのはこの先のことであり、陸軍の主導のもと、兵式体操が教練と名前を変えるのは、1924（大正13）年に発足した文政審議会で「学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル件」が取り上げられた後である。

第二章 臨時教育会議における兵式体操の議論動向

臨時教育会議における兵式体操の建議は、およそ二ヶ月にわたって審議されている。ここでは議事録を中心に、議論の動向を概観する。1917（大正6）年10月9日、「兵式体操振興ニ関スル建議」は江木千之、木場貞長、大津淳一郎、鎌田栄吉、桑田熊蔵、関直彦、三土忠造の連名で提出された。その内容は以下のとおりである⁴⁾。

兵式体操振興ニ関スル建議（案）

学校ニ於ケル兵式体操ヲ振作シ以テ大ニ其德育ヲ裨補シ併セテ体育ニ資スルハ帝国学界ノ現状ニ鑑ミ之ヲ宇内大局ノ将来ヲ察シ緊急不可措ノ一大要務ナリト確信ス政府ハ速ニ適当ノ措置ヲ取ラレンコトヲ望ム 右建議ス

年 月 日

臨時教育会議総裁 法学博士 平田東助

内閣総理大臣 伯爵 寺内正毅殿

この建議は1917（大正6）年10月27日の臨時教育会議総会において審議された。冒頭では、建議した各委員がそれぞれの賛成意見を述べている。

まず、建議の中心の人物であった江木は、「兵式体操振興ニ関スル建議案」の趣旨を「近来衰微致シテ居ル所ノ兵式体操ヲ大ニ振作シテ主トシテ德育ヲ補フ、德育ノ補ヒニスル、併セテ体育ニ資スル」ことであると説明している⁵⁾。特に、当時の德育は修身教科書によっ

て多くの徳目が掲げられているが、徳目の記憶はともかくその躬行実践に不足があるとして、「誠意誠心」を養うことを掲げており、誠意誠心は兵式体操によって養われる勇気によって大いに現れるという主張である。また、江木は森有礼によって導入された兵式体操が今日では「萎微不振ノ有様ニ陥ッテ実ニ嘆クベキ次第」⁶⁾であると評している。

当初、江木は「学校ニ於テ兵式体操ヲ実施スル」のは「学校教育ソレ自身ノ必要ヨリ起ルモノデアル」⁷⁾として、軍部の要請ではなく文部省主導で兵式体操を振興することを主張していたが、それが軍事教育を補うことは肯定している。また、兵式体操による徳育の向上は、国民の忠君愛国の観念の向上に資するものであると明言している。

江木に続いて発言した木場貞長は、江木の発言に七分どおり同意しつつ、兵式体操は陸軍式体操であって軍部の利益であることを明示するよう指摘している。また、江木の示した案は、実施上の細かい方法を調査委員に付託してさらに研究することが必要であると指摘した。

江木と木場の論を補う発言として、建議者の関直彦は、徴兵忌避の気風が蔓延することを「懦弱ナ気風」とし、兵式体操による尚武の気風を復興することを望む趣旨を述べている。彼は国民皆兵主義の基を築くために兵式体操の振興を主張している。

同じく建議者の鎌田栄吉は、兵式体操の採用には賛成であるが、学校を純然たる兵營にすることには反対の意見を表明する。国民生活全てが軍事に向かうのではなく、産業や学問、精神の方面があってよい。ただし、戦時になれば話は別であり、その意味で国民精神を涵養することには賛成であるとの説を展開した。

このように、建議者側の意見は兵式体操の振興におおむね賛成であったものの、個々の立場には差異がある。これに対して、建議者以外からは質問や指摘の声が上がる。

まず、阪谷芳郎は建議に反対意見を述べている。阪谷は、教育制度は独立すべきものであって、他（陸軍省）に従属すべきではないと主張した。また、尚武の気性は軍国主義や侵略主義の奨励といった誤解を招くことや、児童の思想が十分でないまま行われる詰め込み主義によって「自由意志」の欠乏が生じ、それがまた服従を意図する「兵式主義」によって助長されるという懸念を表明した。

また、嘉納治五郎は、建議当初からの論点から離れつつあることを指摘している。すなわち、兵式体操振興についての内容が軍事教育の意味合いに転化しているため、兵式体操の目的を訓育にするか軍事にするかの明確化が必要であると発言したのである。

これに対して天津淳一郎が建議者の立場から発言し、兵式体操が軍事教育そのものであるとはみなさず、教育の上から採用したという江木の意見を踏襲した。さらに、田所美治は文部次官の立場から、体育の不足は認めつつも体育の衰微とまではいかないと発言し、当局者の努力として体操調査会の設置とそれに基づく兵式体操の実施を説明することとなった。また、現場の状況としては、普通体操を「体操」、兵式体操を「教練」という名称で実施しているように把握していると報告し、体操の実施時間についても報告を加えた。

しかし、この後の議論では満場の一致を得ることができず、沢柳政太郎の提案によって主査委員に建議案を付託し、再度総会で審議することとなった。主査委員には江木が選出され、委員には村上格一、江木千之、高木兼寛、北条時敬、山梨半造、嘉納治五郎、児玉秀雄、水野直、鎌田栄吉の9名が指名された。

江木は委員らと検討を重ね、1917（大正6）年12月15日、修正された「兵式教練振作ニ関スル建議」が第八回総会に提出された。その内容は以下のとおりである⁶⁸。

学校ニ於ケル兵式教練ヲ振作シ以テ大ニ其ノ德育ヲ裨補シ併セテ体育ニ資スルハ帝国教育ノ現状ニ鑑ミ誠ニ緊要不可措ノ一大要務ナリト確信ス、政府ハ速ニ適當ノ措置ヲ取ラレムコトヲ望ム

右建議ス

臨時教育會議總裁法学博士子爵 平田東助

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

なお、前の総会で阪谷が求めたように、この修正案には建議の理由が付されている。江木が口頭で説明した内容は以下のとおりである⁶⁹。

德育上ニ於テ諸徳目ノ躬行実践ヲ必セシムルハ一ニ誠心ニ頼ラサルヲ得スシテ其ノ誠心ナルモノハ勇敢ノ氣ニ因テ長シ勇敢ノ氣ハ兵式教練ニ因テ長スルコト少小ナリトセス而シテ兵式教練ニ因テ勇敢ノ氣ヲ長シ勇敢ノ氣ニ因テ諸徳目実行ノ原動力タル誠心ヲ長スルカ如キハ我国教育ノ現状ニ照シテ緊急不可措ノ要務ナリト謂ハサルヲ得ス是レ兵式教練ヲ振作シテ此ノ目的ヲ達スル上ニ裨補スル所アラシメントスル所以ナリ
兵式教練ハ規律、服従等ニ関スル良習ニ馴致スル上ニ於テ大ナル効果アルコト多言ヲ要セサル所ナリ是レ亦兵式教練ヲ振作シテ德育ニ裨補スル所アラシメントスル一理由ナリ

体育上ニ於テ能ク身体ノ發達ヲ完フシテ強健ナル国民タルノ地ヲ做サシメ併セテ軍事上ノ知識技能ノ一端ヲ啓發シテ彼ノ德育ニ依リ涵養スル忠愛心（国民精神即チ軍人精神）ト相俟テ他日軍務ニ服スルノ素養ヲ得シムルコトハ亦我国教育ノ現状ニ照シテ緊急不可措ノ要務ナリト為ササルヲ得ス是レ兵式教練ヲ振作シテ此ノ目的ヲ達スル上ニ資益スル所アラシメントスル所以ナリ

江木はこの理由に加え、陸軍側の委員の意向を援用し、軍事教育は軍隊の知識・技能を養成する「軍隊教育」と、軍人精神につながる忠君愛国の精神を涵養する学校教育の両者が考えられ、後者であれば大いに奨励するが、前者は学校で実施するような形式的な真似事では役に立たないと発言している。また、陸軍の委員の意見によると、軍隊教育は軍国主義に基づくものではないため、侵略主義の心配はないとの補足を行った。

江木の説明を受け、阪谷は問題点を指摘する。まず、理由書を回覧するのではなく口頭で説明したことへの疑問、次いで建議の名称が「兵式体操」から「兵式教練」へと変更になったことへの意味上での質問、その他実施に関する諸疑問が述べられた。これに対して江木は、理由書は廻状されたにすぎないこと、兵式「体操」の名称は離合集散という形式に過ぎない印象であるから、精神的方面を含む用語を考慮して兵式「教練」と改めたことと、名称変更に伴う実施方法や養成方法の変更はないことを説明し、返答とした。

次に、沢柳政太郎が問題を提起する。沢柳は建議文の「学校ニ於ケル兵式教練ヲ振作」

という文言について、特に小学校では「兵式教練」はなじまないことを指摘するとともに、兵式体操によって「至誠ノ心」を養うという建議当初からの江木の見解は拡大解釈であるとした。特に後者は、兵式体操が依拠する歩兵操典にもそのような記述がないことを論拠に挙げている。これに対して江木は、小学校においては「教練」を想定するのではなく、いわゆる隊列運動程度で構わないとの見解を示し、「至誠ノ心」については歩兵操典ではなく軍人勅諭の精神によるものであるとしている。

さらに、湯原元一も、今日の生徒の思想が複雑であることを挙げ、現役将校がそれを心服させることができるかどうかの懸念を表明し、現役将校の派遣は陸軍大臣の認めるところかどうかを質問した。江木は、両者ともに可であるとの見解を示している。

鶴澤聰明は、兵式体操の振興の際には、軍隊教育の前提となる懲戒が学校では不可能であることから学校の監督が困難になる場合があると指摘した。また、「至誠ノ心」に基づく護国の精神は、それが国外に向かえば侵略となる場合が考えられるため、学校教育と軍隊教育の間の教育目的は必ずしも一致しないことから、両者の調和に対する疑問を呈している。

このように、議論がかみ合わぬまま問題点の指摘が相次いだため、阪谷は、建議が事実を踏まえた具体的提案には程遠く、既存の制度をただ振興するという議論になりつつあると発言した。彼は、実効の上がる方法に関する研究が不十分なままに「余り軽率ナ建議ヲ致スト会議ノ威信ニ関スル」として「此建議ハ御止メニナツテ、総裁カラ当局ニ御注意ニ止」⁽⁹⁰⁾めるよう反対意見を表明した。

阪谷の反対に対し、小松原英太郎は文部当局の意見として田所美治文部次官の発言を求めた。田所は文部省が既に陸軍と現役将校の派遣で協力していることなどを報告した。これにより、小松原と湯原の賛成が続いた。また、山川健次郎が陸軍関係者として唯一の賛成意見を述べ、詳細な議論に陥るのではなく大体の措置を挙げれば良いという姿勢を示し、反対論の中心となった実施に際する方法論などを牽制した。

このような議論の方向性に加え、久保田譲から全会一致の決議を求める発言があったことを尊重し、反対の意見を表明していた沢柳と阪谷はその主張を改め、最終的に全会一致での賛成となった。

「兵式体操振興ニ関スル建議」の一連の議論を概括すると、兵式体操の振興という基本姿勢だけは表明されたものの、実施に際する内容の説明は不備のままに決議が行われたと考えることができる。この建議の性質は、兵式体操の文言に「兵式教練」を付したこと、建議者たちが兵式体操にどのような性格を求めたかという点に求められるのではないだろうか。それは、兵式体操の振興をあくまで文部省主導としながらも、陸軍省の定めた教育方法による軍隊教育という矛盾を内包し、さらには教育制度の独立を脅かしかねないとの懸念を含むものでもあって、後の軍による統制という流れを想起させるものであった。

第三章 臨時教育会議における森文政の兵式体操

上述の「兵式体操振興ニ関スル建議」ならびに「兵式教練振作ニ関スル建議」では、兵式体操の推進者であった森有礼の兵式体操論の説明が随所に見られる。建議の推進者の多くは、文部省に勤務する者であったり、森との知見があるなどして、その人物と思想を語っ

ている。しかし、それぞれの立場によって森を捉える視点の相違があり、また、明治期と大正期という時代背景の違いから、前提となる主張にも相違がある。

まず、会議を主導した江木は、文部大臣であった森の下で参事官を務めていた。その時の回想を踏まえて、「此兵式体操ヲ我が学界ニ初メテ之ヲ入レテ創設シタノハ故ノ文部大臣森有礼君」⁽¹¹⁾ であるとして、兵式体操の振興を論ずるにあたり森有礼による兵式体操導入の経緯を説明している。

江木は、森について、周囲からその教育行政の手腕は突飛で過激であると受け取られ、実際にその傾向もあったが、当時三等国とみなされていた日本の立場を向上させるために教育に力を入れたと説明している。しかし、当時の教育界の有様は「惰気満々」であり、森の視察した高等師範学校に規律や秩序がない様子を見て、次のように述べている⁽¹²⁾。

此視察ニ於テ森子爵ハ余程驚カレテ如何ニシテ之ニ向ッテ秩序ヲ立テ規律ヲ立テルカ、今日マデ斯ウ懶惰ニヤッテ居ルモノヲナカナカ一遍二遍ノ訓令位デ俄カニ之ガ改マルモノデハナイ、如何ニシテ宜カラウカト云フコトニ就キテハ始終評議ヲ尽サレタノデアリマシタガ、予ネテ兵式体操ヲ学校ニ入レヤウデハナイカト云フヤウナ話モ起ッテ居ッタノデアリマシテ、遂ニ之ヲ急ニ行フヨリ外ニ途ハアルマイ、云フコトニ決セラレテソレデ初メテ此兵式体操ヲ先ヅ直轄学校即チ高等師範学校、高等中学校等ニ実施スルコトニナッタンデアリマス（後略）

この森が兵式体操を導入する経緯の説明は、その後、森が東京高等師範学校を兵式体操の範と位置づけ、そこから全国の兵式体操を展開していった経緯と一致する。また、この後にも森が陸軍の軍人を兵式体操の教員に迎え入れようとした経緯や、陸軍からの共感を呼んだのちは寄宿舎を完全に軍隊調にあらため、銃器なども導入したことが語られている。さらに江木は森の兵式体操の目的を以下のように説明する⁽¹³⁾。

森子爵ハ此兵式体操ヲ実行スルニ就テ三氣質ノ養成ト云フコトヲ眼目トシテ居ラレタデアリマス、此三氣質ト云フノハ、自重、親愛、服従、此三氣質ヲ養成スル、之ハ森子爵ノ主義デアッタ、兵式体操ハ森子爵ノ時代ニ於テ先ヅ全盛ニ赴イタノデアリマスルガ子爵ノ薨去後又教育界ニ於ケル熱心家ガ退職シ或ハ死亡シ、或ハ転職等ヲ致シマシテ漸次衰退ノ兆ヲ呈シ、遂ニ今日ノ有様ニ陥ッテ参ッタノデアリマス

ここでは、森に淵源を持つ兵式体操論を復興する理由が挙げられている。加えて、当時の徳育の不足や精神面の墮落の原因は、兵式体操が衰退したことによるものであるという因果関係が主張されているのである。

これに対して、前述した木場貞長の指摘にも、森が登場する。彼もまた、森が文部大臣であった頃はその秘書官を務めており、「兵式体操ト云ヘバ森子爵ヲ連想致シマスルガ、森子爵ノコトニ就テ江木委員カラ述ベラレタコトハ大体私モ裏書致ス次第」⁽¹⁴⁾ であるとして、自身の記憶を披露している。しかし、木場は江木の主張とは異なる点を示している。江木は森が学校に兵式体操を導入したのは学校自身のための必要からであるという結論に

至ったが、木場が森と兵式体操について議論した時の記憶では、それは異なるという主張である。木場は、兵式体操導入の時期に「政治的団体的ノ固マリガアツテ罷り違へバー揆デモ起シ兼ネスト云フヤウナ」状況があり、「学校ノ名義デ銃器弾薬ヲ要求スルト云フヤウナコト」があって考慮しなければならなかったことや、体育としての兵式体操の問題に言及し、「ドウモ兵式体操ハ誠ニ結構デハアルガ色々物議ガアルヤウデアル、如何デゴザルカ、少シ御考エニナツテハ」⁽¹⁵⁾と尋ねた。それに対して、森は以下のように答えたという⁽¹⁶⁾。

物議モアルダラウ、自分モ知ラヌデハナイ、知ラヌデハナイガ日本ニハ今常備兵ガ五万カ六万シカナイデハナイカ、アレドドウシテ国ガ保テルカ、少シ兵式体操デモ教ヘテ士族根性ヲ養フツテ、銃ヲ持ツダケノコトデモ教ヘテ置カナケレバ国ガ保テヌデハナイカ、自分ハソレニハ考ヘガアル

これは木場の回想ではあるが、森が国の独立のために兵役と兵式体操を関連して考案していたことを示唆する発言である。そして、木場はこれを論拠に、江木の主張した兵式体操は教育の必要から生じていたとする論に対して、同意しない立場を示したのである。また、同様に、兵式体操の教員に陸軍現役士官を迎える際にも、森は積極的であったという記憶を披露している。

このように、森の傍にあった両者の見解には相違が見られるものの、兵式体操が明治政府の国民皆兵の政策に基づく国民教育の軍事教育の側面を担っていたという点が共通する。生前、森は兵式体操の目的を身体の教育と、身体の側面から行う徳育であると位置付けていたが、軍人養成については公の場で否定している。しかし、特に木場の見解はそれと大きく異なっている。

臨時教育会議の審議における両者の発言は、森が明治期に主張しなかった体操の軍事目的の顕在化を意味しているとも考えられる。さらには、臨時教育会議が第一次世界大戦を経験してゆく中で成立していた大正期の教育事情を反映していたのに対し、森の論は日清戦争、日露戦争を経る前の時代の兵式体操導入論であったことが、差異を生む原因であったとも考えられる。

次に、森とともに明六社に参加した阪谷素を父に持ち、自身も森とは知己であった阪谷芳郎は、兵式体操振興について唱えた慎重論の中で森について言及している。江木や木場の発言の中で森のことが度々引き合いに出されているが、森の時代と臨時教育会議の行われた当時とでは隔世の感があるとして、以下のように述べている⁽¹⁷⁾。

森文部大臣ノ時代ニ高等……其時分ニハ高等師範トハ申サナカッタヤウデアリマスガ、兵式体操ヲ師範学校ニ入レルトカ云フコトニ就テ議論ガ出タ、ソレハ当時ニハ必要デアッタト思ヒマスガ、其後種々ノ変遷ヲ経テ時勢ニ適応スル為ニ此問題トナツタ体操ノ如キ米国カラ体操教師ヲ雇ツテ色々研究ヲ積ンデ今日マデ来タコト、思フノデアリマス、ソレヲ森文部大臣ノ今カラモウニ、三十年モ前ノ思想ニ戻サナケレバナラヌモノデアルカ、果シテサウ云フ其体操ニ就テノ文部省ノ研究ハ三十年来ノ研究ガサウ云

フ不満足ナモノデアッタノデアリマスカ（後略）

阪谷は、森については実に教育界の人傑であったが、考案された兵式体操の方法は、今日にそのまま適用すべきものであるかどうか疑問であり、研究の必要があると指摘しているのである。この後も阪谷は度々兵式体操の実施に際する不備を指摘したが、建議者である江木らは遂にその指摘を容れることはなかった。

このように概観すると、森の兵式体操論について、各自の立場にてそれぞれの解釈を加えて評価していると考えられるのである。

結語

森や江木が兵式体操を推進したことは、当時の日本が富国強兵政策をとる中での必然的な選択であったと論じられている⁽¹⁶⁾。しかし、この両者の間には立場や教育事情の相違が存在し、特に後者が前者を受容する上で、それが顕著になっている。

明治期に森が行った兵式体操に関する主張は、大正期の臨時教育会議において、様々に修正を加えられている。明治期に森の周辺にあった人物の証言から、森の発言の意図が提示されているが、文相在任前後の演説において周到に軍人養成を否定した森の主張が、この会議において覆っていることがうかがえる。この当時の兵式体操復興議論は、森が国民教育に軍人養成を意図していたことを証言するとともに、士族的な勇敢さを国民に涵養させるために兵式体操を導入したことが示されている。

また、森は兵式体操の教育的効果を体育と徳育であると主張しており、江木らもそれを踏襲しているが、兵式体操の性格には軍人養成と兵役短縮という側面もある。森において軍人養成は一応否定され、教員に対する兵役の短縮は強調されているのに対して、臨時教育会議では、軍人養成は容認もしくは強調され、兵役の短縮については顧みられることがなかった。

森が兵式体操を導入する上で柱とした「順良」「親愛」「威重」の三気質や「敢為の勇氣」の文言は、臨時教育会議の振興の中心的な論点とはならず、代わって「至誠ノ心」や「忠君愛国」という文言が登場してゆく。周知のように、この後、これらの文言が強調され、存続してゆくのである。

なお、臨時教育会議における兵式体操振興の論拠として、教育勅語の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の文言や軍人勅諭の文言の引用が見られるが、少なくとも前者は森の死後に煥発されたものであるし、森文政の性格は教育勅語体制とは一線を画している。江木ら建議者の用いるこの論拠は、そもそも森の政策構想を否定する文脈の中で生まれたものであり、その点の矛盾を生じさせているのである。

本論文では明治期の森文政の兵式体操導入論と大正期の兵式体操復興論を対比させた。今後の課題としては、森の死後、教育勅語煥発に伴う兵式体操の変遷の検討であり、また、臨時教育会議後に行われた文政審議会における教練への変遷を踏まえた研究であると考えらる。

註

- (1) 熊谷光久「兵式体操から学校教練へ」政治経済史学 405 p.9。
- (2) 海後宗臣編『臨時教育會議の研究』東京大学出版会 1960年 p.6。
- (3) 九件の内訳は、「小学教育」,「男子の高等普通教育」,「大学教育および専門教育」,「師範教育」,「視学制度」,「女子教育」,「実業教育」,「通俗教育」,「学位制度」である。
- (4) 『臨時教育會議要覧』1919年 p.172。なお、以下の引用は、適宜旧字体を現代字体に改めている。
- (5) 「臨時教育會議（總會）速記録第六号」p.2（『資料臨時教育會議』第二卷 p.420 所収）。
- (6) 同前書 p.15（『資料臨時教育會議』第二卷 p.433 所収）。なお、江木は前年に山口県で学事視察を行い、当時の兵式体操の状況を見学している。
- (7) 同前書 p.16（『資料臨時教育會議』第二卷 p.434 所収）。
- (8) 「臨時教育會議（總會）速記録第八号」p.5-6（『資料臨時教育會議』第二卷 p.569-570 所収）。
- (9) 同前書 p.6-7（『資料臨時教育會議』第二卷 p.570-571 所収）。
- (10) 同前書 p.53（『資料臨時教育會議』第二卷 p.617 所収）。
- (11) 前掲書「臨時教育會議（總會）速記録第六号」p.5（『資料臨時教育會議』第二卷 p.423 所収）。
- (12) 同前書 p.7（『資料臨時教育會議』第二卷 p.425 所収）。
- (13) 同前書 p.12（『資料臨時教育會議』第二卷 p.430 所収）。
- (14) 同前書 p.24（『資料臨時教育會議』第二卷 p.442 所収）。
- (15) 同前書 p.25（『資料臨時教育會議』第二卷 p.443 所収）。
- (16) 同上。
- (17) 同前書 p.37（『資料臨時教育會議』第二卷 p.455 所収）。
- (18) 前掲書「兵式体操から学校教練へ」p.10。

参考文献

- 『臨時教育會議要覧』1919年
 海後宗臣『臨時教育會議に関する研究』東京大学出版会 1960年
 大久保利謙監修『新修森有礼全集』第二卷 1998年
 佐藤秀夫『史実の検証』阿吽社 2005年
 遠藤芳信「兵式体操の成立と軍の対応」北海道教育大学紀要第1部C,教育科学編34号(1)
 p.199-212
 三井須美子「江木千之と臨時教育會議(2) 一山県閩主導による會議の実情」都留文科大学研究紀要43号 p.65-88
 川島虎雄「わが国における兵式体操の変遷」中京女子大学紀要26号 p.1-11
 熊谷光久「兵式体操から学校教練へ」政治経済史学 405号 p.1-29